

みんなで考えよう対馬の健康 健康コーナー



ただ今、節目健診実施中

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳（平成20年3月31日現在）になる方を対象に昨年からはスタートした健診です。集団健診よりも充実した検査項目となっていますので、今年対象者となった方は、是非受診されますようお願いいたします。5年に1度のチャンスです。

節目健診の詳細内容は、広報つしま5月号に掲載しています。

- ・実施期間：平成19年6月～12月の6ヶ月間で随時受診可能な個別健診となります。
- ・申込み方法：下記の問い合わせ先に電話で申込みください。（国保の方で対象者には通知済みです。）
 <注意> 節目健診は、社会保険被保険者の本人の方は受診できません。

【問い合わせ先】

健康推進課：0920(58)1116（美津島・豊玉・峰の方々）
 南福祉保健センター：0920(52)4888（巖原の方々）
 北福祉保健センター：0920(84)2313（上県・上対馬の方々）



7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。

献血は、たくさんの方々の善意によって支えられています。そして、一人ひとりの温かな心が多くの尊い命を救っています。皆様の献血に対する温かなご支援と積極的なご参加をお願いします。



【愛の献血】
 ありがとうございます。

人間の生命を維持するのに欠くことのできない血液は、長い期間にわたって保存することのできない、非常に貴重なものです。
 美津島地区では、5月22日にバル21前で、また5月31日には雞知宮前で献血が実施され、合わせて100名近くの参加がありました。
 ご協力くださったみなさん、ありがとうございます。

ご存知ですか？「福祉医療費制度」

この制度は、下記の対象者が病院、歯科医院、調剤薬局等に支払った医療費の一部が助成される制度です。病院等で支払った医療費から「高額療養費」、「附加給付」等を引いた額から、さらに自己負担額を引いた金額が助成されます。（歯科矯正・入院食事代・文書料等の保険診療以外を対象外です。）

この制度を利用するためには申請が必要です。

対象者		受給の要件
乳幼児		小学校就学前まで
障害者	身障手帳1・2級所持者	手帳所持者（老人保険適用者も対象）
	療育手帳A1・A2所持者	
	身障手帳3級所持者	75歳未満の手帳所持者（老人保健適用者は対象外）
	療育手帳B1所持者	
母子	母子家庭の母	配偶者のいない70歳未満の方で、現に20歳未満の子を監護しているもの
	母子家庭の子	母子家庭の母に監護されている子、又は父母のいない子で18歳未満（高校在学中は20歳未満）のもの
寡婦		60歳以上70歳未満で、扶養義務者と生計を同一にせず、前年の所得税が非課税のもの（入院のみ対象）

（注）乳幼児以外は、所得要件があります。

【問い合わせ先】対馬市福祉事務所福祉課 0920(58)2294または、各支所住民生活課・各福祉保健センターまで

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日です。

保険課からのお知らせ

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証は、毎年8月1日を基準日として、前年中の所得の状況により、自己負担限度額の判定を行ない、認定証を交付します。

1. 老人医療受給者及び70歳以上の高齢受給者の該当要件

老人医療受給者の方	70歳以上の高齢受給者の方
区分：世帯員全員が住民税非課税である人	区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である人
区分：世帯員全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人	区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人

老人医療受給者及び70歳以上の高齢受給者の方で、要件に該当する方には、7月中に通知いたします。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分は、認定証に表記しています。）

区分	外来のみ	入院+外来
一般(住民税課税世帯)	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円+(医療費 267,000円)×1% < 4回目以降の場合 44,400円 >
区分	8,000円	24,600円
区分		15,000円

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

区分	標準負担額	
一般(住民税課税世帯)	260円	
区分	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去1年間)	160円
区分	100円	

2. 70歳未満の被保険者の方

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の交付を受けようとする場合は、国民健康保険担当窓口へ申請してください。

限度額適用認定証：70歳未満の国民健康保険被保険者（老人医療受給者を除く）の方で、入院中または入院の予定がある方は、限度額適用認定証の交付を受けることができます。（ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、認定証の交付を受けることができません。）限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すれば、医療機関での入院時の一部負担金の支払いは、限度額までとなります。

なお、次の場合は、医療機関の窓口で自己負担額を支払われたうえで、高額療養費の支給申請が必要となります。

限度額適用認定証の交付を受けていない場合。 限度額適用認定証の交付を受けていても、外来や複数の医療機関を受診され、自己負担額が限度額を超える場合。

自己負担限度額は、次のとおりです。【1ヶ月の自己負担限度額】区分は、認定証に表記しています。）

所得区分	自己負担限度額
上位所得者：A（基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯）	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% < 83,400円 >
一般：B	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >
低所得者（住民税非課税）：C	35,400円 < 24,600円 >

< > の金額は、過去1年以内に、同一世帯で、3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額。

標準負担額減額認定証：標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方は、住民税が課税されていない世帯に属する方です。標準負担額減額認定証の交付を受け、認定証を医療機関の窓口へ提示された場合の入院時の食事標準負担額は、次のとおりです。

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

区分	標準負担額	
一般（住民税課税世帯）	260円	
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（過去1年間の入院日数）	160円

詳しくは、担当窓口にお尋ね下さい。

保健部保険課(豊玉)	0920(58)1118	南福祉保健センター(厳原)	0920(53)6111
北福祉保健センター(上県)	0920(84)2313	美津島支所住民生活課	0920(54)2271
峰支所住民生活課	0920(83)0304	上対馬支所住民生活課	0920(86)3112

児童扶養手当制度のお知らせ

父母の離婚などにより、父親と生計を同じにしていない児童が養育されている母子家庭等に「児童扶養手当」が支給されます。

受給資格者：次の条件にあてはまる18歳到達年度の末日までにある児童(一定の障害を有する場合は、20歳未満)を監護している母または養育者

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童 父が死亡した児童 父が重度の障害にある児童 父の生死が明らかでない児童 父から引き続き1年以上遺棄されている児童 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 婚姻によらないで生まれた児童

手当の額

(19年4月現在)

児童が1人の場合	月額	全部支給	41,720円
		一部停止	9,850円～41,710円
児童が2人の場合		上記金額に	5,000円加算
児童が3人目以降		1人につき上記金額に	3,000円加算

(注)1.受給者の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

2.老齢福祉年金以外の公的年金を受けられる場合は支給できません。

児童扶養手当の減額について

関連法律の改正に伴い、児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合には、それ以後、手当を一部減額する制度が導入されました。

受給者(母に限る)に対する手当が、支給開始月から起算して5年又は支給要件に該当した月から起算して7年を経過した時は、手当額が減額されます。但し、手当額の減額は、2分の1を超えることはありません。

3歳未満の児童を監護している場合や、受給者本人に身体上の障害がある場合等には適用されません。減額される額を含め、詳細については、今後、国が規定することになっております。

【問い合わせ】 対馬市福祉事務所 福祉課 0920(58)2294
及び 各支所住民生活課、各福祉保健センター 福祉保健班

どこまで乗っても1日1,000円!! 何回乗っても1日1,000円!!

土・日・祝日限定 1,000円で路線バス1日乗り放題!!

平成19年4月から、島内路線バス(乗合バス)が土・日・祝日に限り一人1,000円(小児500円)で利用できる1日フリーパス券が始まりました。

フリーパス券は厳原営業所(対馬市交流センター1階)・豊玉営業所・上県営業所及び乗車バスの運転手から購入できます。

急ぎ足の日常から離れ、バスに乗ってゆったりとした時間を過ごしてみたい方がですか。ショッピングや島内観光など、お出かけの際には是非ご利用ください。



【問い合わせ先】 対馬交通(株)

本社総務部	0920(52)2348	厳原営業所	0920(52)7282
豊玉営業所	0920(58)0876	上県営業所	0920(86)2362

対馬市委託職員募集

職種 学校・幼稚園用務委託職員

職務内容 用務員業務

勤務場所 大調小学校

募集人員 1名

応募資格 40歳未満(平成19年9月1日現在)の健康な方で、市内に在住し通勤可能な方

委託期間 平成19年9月1日～平成20年3月31日

選考方法 書類審査及び面接

選考日時 8月21日(火)午後2時から

選考場所 対馬市交流センター13階 第4会議室

応募方法 市販の履歴書(自筆・写真貼付)1通を対馬市教育委員会南地区教育事務所へ提出

応募期限 8月10日(金)午後5時まで(必着)

【問い合わせ先】

対馬市教育委員会

南地区教育事務所

対馬市厳原町今屋敷661番地3(対馬市交流センター14階)

0920(52)8855

0920(86)3211